

【補足】 職員の勤務条件等の状況について

1. 職員の勤務時間その他の勤務条件、サービスの状況

(1) 職員の標準的な勤務時間

| 週の勤務時間 | 始業時刻 | 終業時刻 | 休憩時間 | 休日 |
|---------|------|-------|-------------|---------------------------|
| 38時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 | 土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) |

(注) 業務の必要性により、上記以外の勤務時間・休日等で勤務する部局があります。(消防局・環境部など)
休憩時間とは、労働基準法の規定に基づき、勤務時間の途中において勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することを保障されている時間のことです。

(2) 休暇の状況

本市では、条例に基づき年次有給休暇、特別休暇、介護休暇を付与しています。

①年次有給休暇の取得状況(令和4年実績)

| 平均取得日数 | 平均消化率 |
|--------|-------|
| 11.6 | 27.8% |

②主な特別休暇

骨髄提供のための休暇、結婚、産前産後休暇、妻の出産、子の看護の休暇、父母の祭日、夏季練成休暇、忌引など

③介護休暇の取得状況(令和4年度)

常時介護を必要とする家族の介護のため、最長6ヶ月の休暇を取得することができます。(休暇期間中は無給となります。)

| 男性 | 女性 | 合計 |
|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 0人 |

(3) 育児休業等の取得状況(令和4年度) ※新規取得者数

本市では、地方公務員の育児休業等に関する法律及び佐世保市職員の育児休業等に関する条例に基づき、育児休業、部分休業、育児短時間勤務の制度を導入しています。

| | 育児休業 | 部分休業 | 育児短時間 |
|----|------|------|-------|
| 男性 | 7人 | 4人 | 0人 |
| 女性 | 24人 | 41人 | 0人 |

(4) 職務専念義務の免除について

法律及び条例に基づき、消防団や献血などの社会貢献に関する活動に従事する場合など、その所要時間について、職務を離れることを許可しています。(事前に届出が必要です。)

(5) 営利企業等従事制限の許可について

市職員(正規職員、臨時職員)は、地方公務員法により民間企業等での副業が禁止されています。法律に基づき、他団体における講義・大学等での講義や、農業などの家業の手伝いなど、公務の信頼性を損なう恐れがないと判断される場合には、営利企業等の従事を許可しています。

※市長部局における営利企業等従事制限の許可件数(令和4年度):22件

2. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和4年度)

| 分限理由 | 処分の種類 | | | | | 計 |
|------------------------------|-------|----|----|----|---|----|
| | 降任 | 免職 | 休職 | 失職 | | |
| 勤務成績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 2 | 0 | 41 | 0 | | 43 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例で定める事由による場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | 0 | 41 | 0 | | 43 |

(2) 懲戒処分の状況(令和4年度)

| 懲戒理由 | 処分の種類 | | | | | 計 |
|--------------------------|-------|----|----|----|---|---|
| | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | | |
| 法令に違反した場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 2 | 2 | 0 | | 4 |
| 合計 | 0 | 2 | 2 | 0 | | 4 |

(注) 戒告・・・職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分
減給・・・一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分
停職・・・職員を懲罰として職務に従事させない処分(給与は支給されない)
免職・・・懲罰として職員の身分を失わせる処分

3. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(令和4年度)

| 項目 | 内容 | 受講者数 |
|-------|------------------------------------|-------------------|
| 階層別研修 | 採用年次や、職階ごとに実施するもの(新入職員研修・新任課長研修など) | 2,290 人 (のべ人数) |
| 特別研修 | テーマごとに実施するもの(倫理研修・勤務評定者研修など) | |
| 派遣研修 | 自治大学、市町村アカデミーなどの研修機関に派遣するもの | |
| その他 | 講演会、自己啓発支援など | |

(2) 職員の勤務評定の状況

平成28年度から人事評価制度を実施しています。

4. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

①健康診断等の状況

職員の健康診断(定期健康診断、特殊健康診断、雇入時健康診断)を実施するとともに、その結果に基づき、産業医、健康相談医等による事後指導を行っています。
また、職員の時間外勤務時間が一定の基準を超過した場合、過重労働による健康障害防止のため、産業医の面接による保健指導を行っています。

②公務災害の状況

公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)を受けた職員は、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。
市職員の災害の認定及び補償については、地方公務員災害基金長崎県支部が行っており、令和4年度は公務災害が27件認定されました。

○公務災害認定件数(令和4年度)

| | 市長部局 | 水道局 | 消防局 | 教育委員会 | 合計 |
|------|------|-----|-----|-------|----|
| 公務災害 | 9 | 0 | 3 | 8 | 20 |
| 通勤災害 | 6 | 1 | 0 | 0 | 7 |

③メンタルヘルスの対応状況

- 平成28年度からストレスチェック制度を実施
- 本庁舎に医務室を設置して、保健師による健康相談を随時実施。必要に応じて産業医による面接を実施
- 臨床心理士による相談(月1回)を実施
- メンタルヘルス研修会の実施
- 「安全衛生だより」による職員への周知
- 「職場復帰支援プログラム」を策定し、心身の不調を訴えた初期の段階から休業後職場復帰後まで上司や産業保健スタッフによる支援を実施

④福利厚生者の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の福利厚生について、「佐世保市職員の厚生制度の実施に関する条例」に基づき、佐世保市職員互助会が主体となって実施しています。
職員互助会は会員(職員)の掛金と市の負担金等によって運営されており、市の負担金(給料月額1.5%)を財源として実施する事業として、職員の健康増進と職場内の親睦を図るための職員体育大会の開催、人間ドック利用助成を実施しています。

(2) 職員の利益の保護の状況

○公平委員会への措置要求及び不服申し立ての状況(令和4年度受理件数)

| 項目 | 受理件数 |
|--------|------|
| 措置要求 | 0件 |
| 不服申し立て | 0件 |